

成人式

参加申し込み受付、誓いの言葉を朗読する方と開催案内はがきに掲示する広告の募集

○参加申し込み受付

▶留萌市外に在住の方で、平成24年留萌市成人式に参加を希望される方の申し込みを受け付けています。  
なお、留萌市内に住所がある方については、申し込みは不要です。(12月中に案内文書を発送予定です)

◆対象者

現在、留萌市外に在住の方で、平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれの方

◆受付期間

平成23年11月28日(月)～平成24年1月6日(金)まで

◆申込方法

市・教育委員会生涯学習課窓口、または電話でお申し込みください。

◆式典開催日時

平成24年1月8日(日) 15:00～(予定)

◆式典会場

留萌市文化センター

○誓いの言葉を朗読する方の募集

▶平成24年留萌市成人式で新成人を代表して「誓いの言葉」を読み上げる男性1名、女性1名を募集します。

一生に一度の成人式の舞台上で思い出を作りますか。

◆応募要件

成人式当日、出席可能な留萌市出身の新成人(平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれ)であること。



○開催案内はがきに掲示する広告の募集

▶平成24年留萌市成人式の開催案内はがきへの広告掲示を希望する企業などを募集しています。

◆広告掲示箇所

成人式開催の案内はがき下部(下記のイラスト参照)

◆規格

縦3cm、横9cm

◆掲示期間

平成23年12月上旬から随時(はがきの発送を広告期間とします)

◆広告料

広告が印刷された50円の郵便はがき200枚の現物納入(50円切手を貼付した私製はがきの納入も可能です)

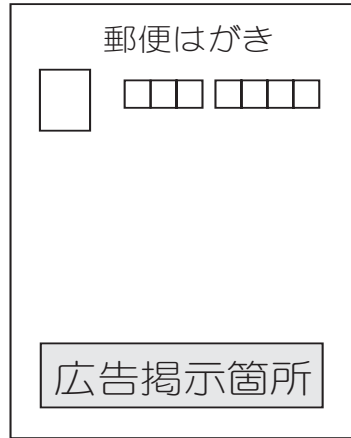
◆募集要件

上記規格の広告が印刷された郵便はがき200枚を12月2日までに納品してください。その他、留萌市広告掲載要綱別表に該当しないもの。広告掲載を希望する個人もしくは法人は、市税の滞納がないことが条件となります。

◆募集期間

留萌市広告掲載申込書に広告原稿を添付し、平成23年11月28日から12月2日までに申し込みください。

◆備考 募集期間中でも広告が決まった場合は、募集を締め切ります。その他、留萌市広告掲載要綱に定めるとおりです。



問 申 市・教育委員会生涯学習課  
☎42-0435 FAX 43-6312

**広告主になりませんか** 企業のPRにご活用ください!

留萌市では、あらゆる広告媒体を利用して、皆さまからの広告を募集しています。既に広告を頂いている媒体もありますが、次回掲載時の申し込みは通年受け付けています。

詳しくは留萌市ホームページをご覧ください。URL <http://www.e-rumoi.jp/>

保健

ノロウイルスによる感染性胃腸炎・食中毒の予防

▶ノロウイルスは、世界中に広く分布しており、感染した場合、急性胃腸炎や食中毒を引き起こすことをご存じでしょうか。

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒の発生は、1年を通して見られますが、12月から1月がピークとなる傾向にあり、冬から春まで注意が必要です。

症状としては、潜伏期間(通常24時間から48時間)を経て、吐き気、嘔吐、下痢や腹痛などの症状が1日から2日続いた後、回復し、後遺症もありません。

ただ、ノロウイルスの感染力は強く、ほとんどの場合、ウイルスが口から入ることで、次のように感染すると考えられています。

- ①家庭や共同生活施設などで、人と人が接触する機会や、患者などの糞便や吐物を処理する際に人の手が触れる場合
- ②調理に従事した人が感染しており、その人の手を介して汚染された食品を食べた場合

③食品を十分に加熱しないで食べた場合

ノロウイルスへの感染は、家庭生活が発端となることが多く、そこで感染した人が集団生活を行う人々の間へ加わることにより、集団感染へと拡大していきます。

ノロウイルスによる集団感染は、介護保険施設、医療機関、保育所・幼稚園、社会福祉施設、学校などでの発生が多くなっています。

ウイルスは目に見えません。日頃から「ウイルスに汚染された物、場所に触れている」ことを想定して、下記の感染防止対策を行いましょう。

●感染防止対策

- ①手洗いを十分に行う
- ②調理器具などの消毒、食品の加熱処理を行う
- ③糞便や吐物の処理、汚染されたおそれがある場所の消毒を行う

問 市・保健医療課(はーとふる内) ☎49-2558

税務

納め忘れはありませんか? 12月は「納税推進強調月間」

▶市では、留萌管内統一の取り組みとして、12月を「納税推進強調月間」と設定し、皆さんに市税の納付をお願いしています。

今一度、納め忘れのないよう、お手元の納税通知書をご確認ください。

納期が過ぎますと延滞金が発生する場合がありますので、納期内納付について、ご理解とご協力をお願いします。

○市税の納付には、便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、公共料金と同じように指定する預貯金口座から自動的に納税する方法で、一度手続きをすると、翌年度以降も自動的に継続され、納期のたびに金融機関へ行く必要がありません。

留萌市内にある金融機関、または郵便局でご利用できますので、口座振替をご利用される方は、市内の金融機関で手続きをするか、市・税務課までお問い合わせください。

※事情により納付できない方は、市・税務課へご相談ください。ご連絡がなく税金を滞納すると、差押処分を受ける場合があります。



問 市・税務課 ☎42-1804

**うまいよ! るもい市**

「うまいよ! るもい市」年末総決算!!

本年最後の「うまいよ! るもい市」を開催します。全国一のシェアと品質を誇る数の子などの魚卵製品をはじめ、新巻鮭などといった、旬のうまい物の直売のほか、飲食や地元発送コーナーなどを用意していますので、ぜひお越しください。

12月4日(日) 10:00～14:00  
会場 留萌市地方卸売市場

●イベント内容 ●旬のうまい物の直売 ●タコ串から揚げ販売 ●お楽しみ抽選会など

お問い合わせ先 「うまいよ! るもい市」実行委員会 (市・農林水産課) ☎42-1837

**国民年金**  
**こんなときは国民年金の手続き(種別変更)が必要です**

▶20歳以上、60歳未満の皆さんは、国民年金に加入することが義務付けられています。  
 加入の種類(種別)は、  
 第1号被保険者 自営業者や学生など  
 第2号被保険者 厚生年金や共済組合の加入者  
 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者(収入が一定額を超えない方)  
 の3種類に区分されています。ご本人や配偶者の就職・転職、結婚などで国民年金の加入の種別が変わることがあり、下記の表のように、種別変更などの手続きが必要となる場合があります。  
 手続きをされなかった場合は、病気やケガで障害が残ったときや、死亡した場合の障害年金、遺族年金を受け取ることができなくなる場合もありますので、必ず手続きしてください。

国民年金の手続き(種別変更)が必要なとき	被保険者の種別	手続き先
学生や非正規雇用者、臨時雇用者など、厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったとき	未加入→第1号	市・市民課の窓口
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入→第3号	配偶者の勤務先
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号→第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号→第1号	市・市民課の窓口
第2号被保険者が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号→第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者(配偶者)に扶養されていた人で、その配偶者が退職したとき	第3号→第1号	市・市民課の窓口
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき		

問 市・市民課 ☎42・1805 留萌年金事務所 ☎43・7211

**啓発**  
**冬期間の踏切事故防止のために**

▶冬期間の踏切事故は夏期間に比べ、約3倍も多く発生しています。特に12月から2月の積雪・寒冷期間に年間発生件数の約半数の踏切事故が発生しています。踏切事故防止のために、次の点に注意しましょう。

①踏切に近づいたら路面状況に応じ、確実に一旦停止できるスピードに落としましょう



②踏切の中で立ち往生したときは、あわてず行動しましょう  
 ■非常ボタンがあるときは、警報機が鳴っていないくてもすぐにボタンを押してください。  
 ■非常ボタンがないときは、自動車に備え付けの発炎筒や赤旗などで列車に合図してください。

③踏切内に閉じ込められたら、ゆっくり前進し車で遮断ポールを押し上げ、通り抜けてください。

問 市・生活環境課 ☎42・1806

**税務**  
**市・道民税の特別徴収未実施事業者の皆さんへ**

▶地方税法では、所得税の源泉徴収を行っている事業者は、原則、個人住民税についても給与から給与所得者が納める税額を差引いて給与所得者に代わって納入することとなっています。  
 特別徴収は、給与所得者が金融機関に出向く事や納め忘れなどの心配がないなど利便性向上に役立ちます。  
 また、年12回に分けて徴収されますので年4回で納める普通徴収に比べ1回あたりの負担額が少なくなります。

事業所で実施している所得税の税額計算、年末調整などの手間に比べて、特別徴収は市で計算した月々の税額を事業主に通知しますので、その税額を給与から差引き翌月10日までに金融機関に納めていただくだけとなります。  
 特別徴収未実施の事業者は、早期に特別徴収に切り替えられるようお願いします。

問 市・税務課 ☎56・5004  
 留萌振興局税務課 ☎42・8419

**介護保険**  
**忘れていませんか？12月は「介護保険料納付強調月間」**

▶12月は、介護保険料納付強調月間として、各納期ごとに送付している督促状(第3期末納分)のほか、過去の未納分の催告状を該当する方に送付します。  
 なお、保険料を未納のままにしていると、介護サービスを受ける時に下記のような措置がとられますので、ご注意ください。  
 保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

未納期間	措置内容
1年以上 1年6カ月未満	介護サービス費の全額自己負担 ※申請により、費用の9割を払戻
1年6カ月以上 2年未満	介護サービス費の全額自己負担 ※申請により、費用の9割から保険料未納額を差し引いて払戻
2年以上	介護サービス費の自己負担割合3割(通常は1割) ※支払が高額になった場合に支給される高額介護サービス費などの支給なし

※一度に全額納付が困難な場合、分割納付の方法もありますので、ご相談ください。

問 市・介護支援課(はーとふる内) ☎49・2558

**公開講演会**  
**まちそだて「るもい」～自然のめぐみと人のいとなみを生かして～**

▶「放送大学北海道学習センター」では、学生に限らず広く地域の方々の生涯学習を支援するために、公開講演会を開催します。皆さんのご参加をお待ちしています。

◆講師 筑和 正格氏(放送大学北海道学習センター所長、北海道大学名誉教授)  
 ◆内容 「まちづくり」に成功した「まち」が、いつの間にか再び活力を失ってしまう現象が各地で見られています。公開講演会では、自然と人との融合を生かした「持続的地域社会活性化」のあり方を学びます。

◆日時 12月18日(日) 13:00～15:00  
 ◆場所 留萌産業会館 2階大ホール(錦町1丁目)  
 ◆受講料 無料  
 ◆定員 40名  
 ◆演題 まちそだて「るもい」～自然のめぐみと人のいとなみを生かして～

問 申 放送大学北海道学習センター ☎011・736・6318  
 市・教育委員会生涯学習課 ☎42・0435  
 留萌商工会議所 ☎42・2058

## 啓発

### 遊漁に伴う事故防止について

▶晩秋から冬にかけて釣りをを行う際には、暖を取る際の一酸化炭素中毒や海への転落事故など、生命に関わる危険な事故が発生しやすくなります。

安全に遊漁を楽しむためには、天候などの自然条件にも十分留意しながら、一人ひとりが慎重な行動を心掛ける必要があります。

事故を未然に防ぐため、次の点に注意して慎重な行動を心掛け、安全に釣りを楽しみましょう。

#### ○安全に楽しむために

- 目的地、帰宅の時間などをあらかじめ家族や知人に連絡しておきましょう。
- 単独行動はできるだけ避けましょう。
- 目的地の気象状況を事前に確かめましょう。
- 釣り場では、左右や後ろの人に十分注意しましょう。
- 釣り場は、海草などで滑りやすくなっているので、十分注意しましょう。
- 船釣り、磯釣りの際、救命胴衣は常時着用しましょう。
- 携行品には命綱、呼び子笛、懐中電灯、非常食、救急薬なども加えてください。
- 車やテントの中で暖を採る場合は、一酸化炭素中毒とならないよう、喚起を十分行いましょう。

■凍った湖や沼などでワカサギ釣りなどをする場合は、氷の薄い場所には近寄らないようにしましょう。

#### ○自然を守るために

■ビニール袋は、海や川を汚す大きな原因となっています。また、捨て針、捨て糸による野鳥の被害が増えています。ごみは必ず持ち帰って処理しましょう。

#### ○資源の保護のために

■海藻類、貝類などを採ることはやめ、小さな魚は放流しましょう。

#### ○トラブルを防ぐために

■無秩序な駐車、ごみの不法投棄などで地元の人や漁業者に迷惑をかけるないようにしましょう。



問 留萌振興局環境生活課 ☎42・8430

## 相談所

### 法務局休日なんでも相談所の開設

▶法務局が取り扱う登記、供託、戸籍、国籍、人権擁護業務などに関する市民の皆さんの疑問や相談について、法務局職員がお受けします。

また、遺言書、公正証書作成などの相談もお受けします。相談内容は厳守しますので、ご安心ください。

- ◆日時 12月10日(土) 10:00~14:00
- ◆場所 旭川地方法務局留萌支局(大町2丁目)
- ◆相談料 無料

※事前に電話で下記まで予約してください。

問 申 旭川法務局留萌支局 ☎42・0492

## 啓発

### 12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

▶平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までは「北朝鮮当局による人権侵害問題啓発週間」となっています。

国民的課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組む課題とされる中、この問題についての関心と意識を深めていくことが大切です。



問 留萌警察署警備課 ☎42・0110

## 下水道

### ご安心ください 留萌浄化センターから発生する臭気は法律の基準値以内です

▶留萌浄化センターから発生する放流水については8月に、敷地境界の臭気については9月に調査をしました。

その結果、敷地境界の臭気、放流水は、共に法律で定められた基準値以内であることを報告します。

#### ○臭気調査(測定場所 井原水産株式会社様前)

	規制基準	測定値(9/26実施)
硫化水素(ppm)	0.022ppm	0.002ppm未満
アンモニア(ppm)	1.0ppm	0.03ppm未満
トリメチルアミン(ppm)	0.005ppm	0.0005ppm未満

#### ○放流水調査(測定場所 浄化センター内放流水塩素混和池)

	放流水の水質基準	放流水(8/24実施)
PH (mg/ℓ)	5.0~8.6mg/ℓ	6.9mg/ℓ
SS (mg/ℓ)	40mg/ℓ以下	11mg/ℓ
BOD (mg/ℓ)	15mg/ℓ以下	11.5mg/ℓ
大腸菌群数(個/ℓ)	3,000個/ℓ以下	0個/ℓ
ダイオキシン類	10pg/ℓ	0.0012pg/ℓ
n-ヘキサン(mg/ℓ)	動植物油類 30mg/ℓ以下	4.7mg/ℓ

問 市・上下水道管理課 ☎42・2049

## 下水道

### 下水道(汚水)に関するアンケート調査結果

▶下水道整備に関するアンケートを9月1日から30日まで、南町・東雲町・潮静・塩見町・春日町の対象となる市民の皆さんに実施し、回答率は44.2%でした。

下水道整備については、重要な事業ですので、未回答の方には再度調査回答をお願いし、今年度中に改めて結果を公表したいと考えています。

#### ○各地域の回答結果

	南町3	南町4	東雲町	潮 静	春日町	塩見町	三泊町	合 計
配 布	28	71	78	337	149	57	70	785
回 答	11	26	46	155	62	23	24	347
回 答 率	39.3%	36.6%	59.0%	46.0%	41.6%	44.2%	34.3%	44.2%

問 市・上下水道管理課 ☎42・2049

## 講習会

### こさえーる市民講習会

▶ケーキ作り、手打ちそば講習会を開催します。ぜひご参加ください。

#### ①ケーキ作り講習会

- ◆日時 12月11日(日) 9:30~
- ◆場所 風土工房こさえーる
- ◆講師 食を楽しむネットワーク「秋桜」
- ◆参加料 1,000円
- ◆定員 10名
- ◆必要なもの エプロン、キャップ



#### ②手打ちそば講習会

- ◆日時 12月18日(日) 10:00~
- ◆場所 風土工房こさえーる
- ◆講師 幌糠そばうつべえー会
- ◆参加料 800円
- ◆定員 10名
- ◆必要なもの エプロン、キャップ



※①、②ともに申し込み期間は12月1日(木)~8日(木)です。(ただし、5日(月)は除きます)

問 申 風土工房こさえーる ☎43・4556